

年金

◇保険料が免除される制度があります

国民年金は20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください（また、学生の方や30歳未満の方にも制度があります）。

25年 (年金受給資格期間)

20歳からずっと納めています

18歳で高校を卒業してからずっと公務員です

25歳までは未納、30歳までは会社員、33歳までは免除、45歳までは自営業で納付、その後は妻の扶養...

以上どのケースも25年は満たしています

社会保険事務所の移動相談日のお知らせ

日時	
7月26日 (木)	13:30~16:00
7月27日 (金)	9:00~11:00
8月23日 (木)	13:30~16:00
8月24日 (金)	9:00~11:00

場所 紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)

○免除等の種類

- ・法定免除：障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届出を行う。
- ・申請免除：本人・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得に応じて4段階の基準額があり、基準額以下であれば、全額免除・一部免除となります。
- ・若年者納付猶予制度：30歳未満の方で、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の前年の所得が基準額以下の場合、保険料納付を後払いにできます。
- ・学生納付特例制度：本人の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付を後払いにできます。

○保険料の追納

将来受け取る年金額が少なくならないように、免除や猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。追納制度があります（免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算がきます）。

○退職（失業）の特例

失業したことがわかる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証・離職票の写し等）を添付することにより、失業された方の所得審査が不要となります（被保険者の配偶者や世帯主に所得が

ある場合は、その所得により免除に該当するかしないかが決定されます）。

免除区分	保険料月額	追納しない場合の年金額
全額免除	納付なし	1/3を受給
3/4免除	1/4納付 3,530円	1/2を受給
半額免除	半額納付 7,050円	2/3を受給
1/4免除	3/4納付 10,580円	5/6を受給

◆免除となる所得（収入）のめやす◆

	単身世帯	2人世帯【夫婦のみ】	4人世帯【夫婦・子2人、いずれも16歳未満】
全額免除	57万円 (122万円)	92万円 (157万円)	162万円 (257万円)
3/4免除	93万円 (158万円)	142万円 (229万円)	230万円 (354万円)
半額免除	141万円 (227万円)	195万円 (304万円)	282万円 (420万円)
1/4免除	189万円 (296万円)	247万円 (376万円)	335万円 (486万円)

◇申請して認められれば免除となる人（前年の所得が一定以下の方）

- ※2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみ所得がある世帯の場合です。
- ※所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当している必要があります。
- ※社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。
- ※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額納付と同基準となります。

▼問い合わせ先
住民生活課戸籍係
☎29-2111 (内線43)

INFORMATION

～被保険者・年金受給者の皆さまへ～
あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください。



お問い合わせには真摯に対応します。
気になる方、心当たりのある方は、お問い合わせください。

◇まずは、お気軽に電話してください。

【ねんきんあんしんダイヤル】（通話無料）

0120-657830

（24時間土日も対応）

【ねんきんダイヤル】

0570-05-1165

（当面の間：午前8時30分から午後10時まで）

◇7月31日まで窓口での相談時間を延長しています。

【北見社会保険事務所】で受け付けています。

（月～金曜日 午前8時30分から午後7時まで）

◇インターネットでも受け付けています。

まだ、年金を受給されていない方は、あらかじめ
ユーザーID・パスワードを取得していただければ、
いつでも年金加入記録がご覧いただけます。

ホームページURL：<http://www.sia.go.jp/>



ご不明な点は、北見社会保険事務所まで

北見市高砂町2番21号 ☎0157-25-9631（代表）

道立紋別病院からのお知らせ

「外来診療のご案内」

眼科・泌尿器科は予約制（初診・再診）
を実施しております。予約は電話でも可
能です。



◇問い合わせ先

道立紋別病院 ☎24-3111

紋別保健所らのお知らせ

現在お持ちの「特定疾患医療受給者証」、「ウイルス性
肝炎進行防止対策・橋本病重患者対策医療受給者証」
医療受給者証の有効期間が、平成19年9月30日で満
了となります。引き続き、「医療受給者証」が必要な方は、
更新手続きが必要です。

また、更新申請書類の提出は郵送でも構いませんが、
必要な書類がすべてそろっている場合のみ受け付けるこ
ととします。

◇書類の入手先 紋別保健所、紋別保健所管内医療機関

◇集中受付期間

平成19年8月1日～8月31日（土日祝祭日除く）

※9月1日以降も受付は随時行います。

◇受付時間

（8時45分から12時15分）・（13時から17時30分）

◇受付・提出場所（問い合わせ先）

◎紋別保健所健康推進課保健予防係

☎23-3108（紋別市南が丘町1丁目6番地）

※臨時年金記録相談窓口のお知らせ

7月27日（金）

午後1時～3時半

役場町民相談室